

## 第21期福島県内水面漁場管理委員会

### 第9回委員会議事録

1 日時	令和5年11月6日（月） 14時00分から14時30分まで
2 場所	福島テルサ つきのわ（福島市上町4番25号）
3 出席者	(委員) 熊田純道（ウェブ参加）、中沢重一、坂内由夫、松本秀夫、 石井弓美子（ウェブ参加）、片山亜優、 三木志津帆（ウェブ参加）  (書記) 後藤勝彌（水産課主幹） 渡辺透（水産課主任主査） 鈴木翔太郎（水産課副主査） 伊藤裕子（水産課技師）  (県側) 山廻邊昭文 水産課長（書記長） 平田豊彦 水産事務所長 山本達也 水産資源研究所長 川田暁 内水面水産試験場長
4 議事	(1) 議案 議案第1号 内水面区画漁業権の免許について（諮問、答申）  (2) 報告事項 ア 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について
5 会議 (1) 開会 後藤書記	定刻となりましたので、ただ今より第21期第9回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 委員の出席状況を御報告いたします。 本日は委員10人中7名の御出席をいただいております。 なお、熊田委員、石井委員、三木委員におかれましては、ウェブで御参加いただいており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第3条第5項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御参加となります。 以上により、本委員会は、漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により、定員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報

の申請については、期間内に申請され、必要な書類は添付されております。

次に、資料6ページをお開きください。

免許適格性の一覧を6ページから9ページまで示しております。資料の表は、左から、公示番号、漁場の位置、漁場の区域、申請者の住所、申請者、漁業法第71条第1項関係の適否及び第73条第2項に係る複数の申請の有無を示しております。

いずれの申請も法に定める適格性を満たしており、複数の申請もありませんでした。

これらの申請に対し免許することについて、漁業法第70条に基づき貴委員会の意見を承りたく、御審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

無いようですので、議案第1号「内水面区画漁業権の免許について（諮問、答申）」をお諮りいたします。

諮問のとおり決定することに異議無い旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員

(委員3名中3名挙手、ウェブ参加委員3名中3名挙手)

片山会長

確認いたしました。会場及びウェブで御参加の委員についても全会一致で確認いたしましたので、議案第1号「内水面区画漁業権の免許について（諮問、答申）」を諮問のとおり免許することに異議無い旨、答申することといたします。

なお、答申につきましては、10ページ、答申文案の記の欄に「諮問のとおり免許することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

(6) 報告事項

片山会長

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項ア「令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について」です。事務局より報告をお願いいたします。

鈴木書記

はい、議長。

片山会長

お願ひいたします。

(5) 議案

片山会長

それでは、議事に入ります。

議案第1号「内水面区画漁業権の免許について（諮問、答申）」を議題といたします。本件に関して、知事より諮問されております。詳細について知事部局から説明をお願いいたします。

山廻邊課長

はい、議長。水産課長。

片山会長

お願いいいたします。

山廻邊課長

水産課長の山廻邊でございます。

議案第1号「内水面区画漁業権の免許について」の諮問内容について御説明いたします。県内の内水面の区画漁業権は、令和5年12月31日をもちまして存続期間を満了します。

資料11ページをお開きください。漁業権切替に係る事務の流れをお示しております。

県では、令和6年1月1日の漁業権一斉切替に向けて、各漁業権者への要望調査やヒアリング、漁場調査等を実施いたしまして、関係機関との調整を図ってまいりました。

その結果を踏まえ漁場計画を立案し、令和5年4月17日に開催された内水面漁場管理委員会で知事から貴委員会に諮問いたしました。貴委員会におかれましては、令和5年6月5日に公聴会を開催し、令和5年8月2日に、県が立案しました漁場計画案に対して、意見を付して答申されました。

県では、答申を踏まえ、令和5年8月17日に漁場計画を策定し、公示した令和5年8月25日から令和5年9月30日までの免許申請期間に27件の申請がありました。

今般は、下から2つ目の漁業権免許に関する諮問・答申となります。資料1ページをお開きください。令和5年10月13日付け5生流第2793号で知事から貴委員会に諮問しております。

内容の詳細につきまして、担当より御説明いたします。

渡辺主任主  
查

水産課の渡辺です。

申請の内容について説明いたします。資料2ページをお開きください。免許申請提出書類の一覧を2ページから5ページまで示しております。資料の表は、左から公示番号、漁場の位置、漁場の区域、漁業の名称、申請日、申請受理日、申請者の住所、申請者及び提出書類の一覧を、漁業権漁場ごとに示しております。

内区第2号善宝池については、申請がありませんでした。その他、27件

	告申し上げます。
(2) 会長 挨拶	はじめに、片山会長より御挨拶をお願いします。
後藤書記	
片山会長	会議に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。 委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から福島県内水面漁業への御支援、御協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。 前回の委員会では、内水面共同漁業権について御審議いただきましたが、こちらにつきましては、滞りなく9月1日に免許されました。委員の皆様におかれましては、長きにわたる御審議、御協力ありがとうございます。 さて、本日の委員会ですが、議案が1件、報告事項が1件予定されております。
	議案につきましては、前回、漁場計画について御審議いただいた区画漁業権の免許に関する議案となります。
	本日の審議を受け来年1月1日に免許する運びとなる重要な議案となりますので、委員の皆様には、慎重な御審議をお願いいたします。
	簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。
	本日はよろしくお願ひいたします。
(3) 議長 の選出	
後藤書記	続きまして、議長を選出いたします。 委員会運営規程第3条第1項の規定により、会長が会議を主宰することとなっておりますので、片山会長に議長をお願いしたいと思います。片山会長、よろしくお願ひいたします。
(4) 議事 録署名人の 選出	
片山会長	よろしくお願ひいたします。 議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただいて、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
片山会長	それでは、議事録署名人に中沢委員と石井委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

鈴木書記

書記の鈴木です。

報告事項ア「令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について」御説明いたします。

前回の内水面漁場管理委員会において、全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について報告いたしました。その際、令和5年度提案書に対する回答について、報告することとしておりましたので、今回報告いたします。

資料12ページをお開きください。

令和5年8月21日付けで全国内水面漁場管理委員会連合会長より、令和5年度の提案行動に対する回答について通知がございました。

資料13ページを御覧ください。

資料13ページから34ページまで、令和5年度の提案に対する各省庁からの回答及び状況等を示しております。令和5年度に変更もしくは追加した提案内容には下線が引かれております。

提案項目は、昨年度同様に7つあります。

I 外来魚対策について

II 魚病対策について

III 鳥類による食害対策について

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

V 放射性物質による汚染対策について

VI ウナギの資源回復について

VII 内水面漁場管理委員会制度について、です。

回答内容について、抜粋して御説明いたします。

資料15ページをお開きください。I 外来魚対策について、5つ目の提案ですが、令和5年度に新たに、「漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除及び発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取組むよう促すこと」と提案しました。農水省から「漁業権が設定されていないダムなど、適切な外来種駆除が実施されるよう引き続き、関係者へ周知を進め」との回答がございました。

資料20ページをお開きください。III 鳥類による食害対策についての1つ目の提案として、「カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること」と、提案しました。これは令和4年度と同様の提案ですが、環境省からの回答で、平成29年度以降カワウの個体数は一度減少した後、また増加傾向にあるとの情報提供がございました。

資料 29 ページをお開きください。V放射性物質による汚染対策についてですが、水産庁より今後とも関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物供給に万全を期すとの回答がありました。

その他詳細につきましては、後ほど御確認いただければと思います。

資料 35 ページをお開きください。

令和 6 年度提案項目および提案書（案）につきましては、ここに示されているスケジュールにより、取りまとめられていく予定となっております。

「2 アンケート回答等のとりまとめ」を御覧ください。令和 5 年 9 月 15 日付け 5 内水漁管委第 20 号で、令和 6 年度中央省庁提案項目素案に係るアンケート調査について、各委員の皆様に照会させていただきました。御協力ありがとうございました。

今後は、「3 各ブロック協議会」等での協議を経て、「6 令和 6 年度通常総会」にて決議される予定です。

「3 各ブロック協議会」につきまして、令和 5 年 11 月 1 日及び 2 日に栃木県において東日本ブロック協議会がございました。協議会の内容につきましては、次回の内水面漁場管理委員会で御報告いたします。

以上で報告を終わります。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら御発言お願いします。

中沢委員

はい。

片山会長

お願いいいたします。

中沢委員

意見というよりは、事例紹介のお話しをしてよろしいでしょうか。

資料の 13 ページから各提案に対して関係機関から回答いただいているようですが、私は国交省出身ですので、国交省での取組みについて少しお話しさせていただければと思います。

まず、外来種は河川やダム湖でも、繁殖が認められています。

河川の例ですと、阿武隈川漁協主催で子供から大学生を対象とした阿武隈川塾という取組みがあります。そこでは、川の生き物の調査をしながら、捕ったブラックバス等を料理人に料理していただいて、食べ比べをやりました。ブラックバスは非常に好評でした。リリース禁止と言われている中で、うまく活用しようという取組みです。

これに関しては、琵琶湖博物館の中井先生が非常に熱心で、滋賀県庁の食堂でブラックバスの料理を出しているといった話もあるようです。

また、中井先生の指導により三春ダムで人工産卵床トラップも作りました。川では内水面水産試験場（当時）の佐久間さんに小型三枚網を作っていただきました。

そういう活動を通じて、外来種・外来魚の問題について情報発信してこうとしていたのですが、原発事故以降、こういった活動が止まってしまいました。また再開できればという気持ちもありますが、漁協としても、うまく活動できていないのが実情です。

ダム湖ですと、三春ダムでは濁りが大きいので、ブラックバスの活動域が比較的浅いところにあります。

ダムでは、6月以降の台風期に向けて洪水対策のために水位を下げて容量を確保します。ちょうどその時期とブラックバスの産卵期が合っているので、干上げといってブラックバスが産卵した頃に水位を下げて産卵床を潰すということもやりました。

私が当初やったときは3回やりましたが、4回ぐらいできそうです。この方法で産卵床を潰していました。その後、やめてからもう10年近く経ちますので、その後の報告は聞いていないのですが、今はブルーギルもやっているということのようです。

もう一つは、ダムの前に、前ダムがあります。そこでは、土砂や栄養塩類を貯めています。前ダムのすべての水を出して中の魚種を調べてみました。私がいた時点では、フナが優占種でした。しかし、20センチ以上のフナはいたのですが、稚魚はいませんでした。おそらく、ブラックバスの餌になっていると考えられましたので、徹底的に4年間取組みを実施してきました。最終的にどの程度減ったかっていう報告が出来なくて申し訳ないのですが、そのようなこともやりました。

加えて、前ダムには監視用のカメラをつけています。それには拡声器もついています。釣り人が入ると、拡声機を使って、「立入り禁止なので、やめてください」と呼びかけています。でもやはり、外来種は生態系に大きな影響を持つという認識が浸透し切れておらず、ブラックバスが遊びの対象になってしまっているというところに、もう一つの問題があるのかなという気がしています。

今は、手が出せない状況なので、じれったいところもあるのですが、過去にこういうことをやりましたという事例紹介でございました。

片山会長

ありがとうございました。  
何か御意見等ございますか。



川田場長

外来魚駆除については、内水面水産試験場で一緒に活動させていただきました。ダムの水位調整は確かに効果的でした。

原発事故以来、外来魚駆除活動は、阿武隈川漁協だけではなく全県的に下火傾向となっています。それでも活動したいという漁協に対しては職員を派遣して優良事例を説明するとともに、人工産卵床トラップや奥只見湖のような水位調整が可能な場所では水位調整による取組みを提案しています。また、活動される組合員の年齢等も考慮にいれて、各漁協の組合員の皆さんのが長く活動できる取組みも提案しているのが現状です。

内水面水産試験場では、今のところそのような活動をしております。

片山会長

ありがとうございました。  
他に御質問、御意見はございますか。



それでは無いようですので、以上をもちまして、御案内しておりました議事はすべて終了いたしました。

その他、何かございますか。

無いようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

(7) 閉会

後藤書記

慎重な御審議、また貴重な事例紹介をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第21期第9回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和5年12月22日

会長

片山 重俊

印



議事録署名人

中沢 重一

印

議事録署名人

石井 三美子

印